

練馬区立光が丘保育園運営業務委託事業者募集要項

練馬区では、待機児童の解消や多様化する保育ニーズに対応するため、区立保育園運営業務委託を計画的に進め、これまでに 14 園を委託しています。

このたび、光が丘保育園の運営業務について、平成 27 年度から担っていただく事業者を募集します。

光が丘保育園の保育目標や保育内容を継承することを原則とし、保育園児および保護者の視点に立ち、効率的で質の高いサービスを提供できる事業者の応募をお待ちしています。

事業者の応募

1 事業者の選定の方法

プロポーザル（企画提案）方式による。

2 応募の資格

東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で認可保育所を運営している法人。ただし、つぎの項目のひとつにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (2) 練馬区から指名停止措置を受けているもの
- (3) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納しているもの、または、代表者がこれらの税金を滞納しているもの
- (4) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続き開始している法人
- (5) 団体の役員が暴力団関係者であるもの、または、暴力団関係者が団体の経営に実質的に関与しているもの

3 応募の方法等

- (1) 応募方法 申込書（様式 1）に添付書類を添付の上、持参または郵送（必着）
応募の際は、事前に保育計画調整課にご連絡をお願いします。

持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までにお願いします。

- (2) 応募期間 平成 25 年 4 月 11 日（木）～平成 25 年 5 月 16 日（木）

- (3) 申込書等の提出場所

担当 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 保育計画調整課
(練馬区役所本庁舎 10 階)

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

(電話) 03 - 5984 4687 (直通)

(FAX) 03 - 5984 - 1220

メールアドレス HOIKUKEIKAKU@city.nerima.tokyo.jp

(4) 募集要項説明会・施設見学会

日時 平成 25 年 4 月 21 日 (日) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 30 分

会場 光が丘保育園 (練馬区光が丘一丁目 3 番 104 号)

・応募予定事業者は必ずご出席ください。なお、事前に保育計画調整課へ電話でお申し込みください。

・* 1 ~ 4 (3 ページおよび 5 ページ) の資料は説明会場にて配付いたします。

また、説明会に参加できない事業者で、資料をご希望の場合には郵送いたしますので、3(3)に記載の担当までご連絡ください。

・募集要項説明会に引き続き、施設見学会を実施します。

・実施会場には駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

(5) 提案書作成にあたっての質疑および回答

質疑資格者

応募事業者および応募予定事業者に限ります。

質疑方法

要旨を簡潔にまとめ、文書または電子メールで提出してください。

平成 25 年 4 月 11 日 (木) ~ 平成 25 年 5 月 9 日 (木)

持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時まで

回答方法

隨時、質問のあった事業者に個別に回答した後、全応募申込者および申込予定者へ 5 月 10 日 (金) 以降に一括して郵送、FAX あるいは電子メールで回答します。

(6) 追加書類の提出

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

(7) 費用負担

応募に必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(8) 申込書類等の取扱い

提出された書類等については、別紙「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準 (平成 19 年 7 月 31 日付)」(以下、「情報公開基準」という。) に基づき情報公開の対象文書とします。

(9) 資料の取り扱い

区が提供する資料は、応募に係わる検討以外での目的で、使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、また内容を提示することを禁じます。

(10) 応募の重複

同時募集を行っている練馬区立上石神井第二保育園への応募も可能です。なお、受託予定者の選定はどちらか一つの園だけとなりますので、申込書に希望順位の記載をお願いします。

委託する運営業務の内容

1 対象施設の概要

(1) 施設名・所在地

練馬区立光が丘保育園 練馬区光が丘一丁目 3 番 104 号

(2) 施設概要

延べ床面積 613 m²

構 造 鉄筋 10 階建の 1 階部分 (UR 賃貸住宅併設)

施 設 図 面 別紙のとおり (*1)

開 設 年 月 昭和 48 年 5 月

(3) 年齢別入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8人	15人	16人	20人	22人	23人	104人

0歳児は、100日から受け入れ

障害児（原則として、受入れは3名まで）含む

(4) 基本開園日

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

(5) 基本保育時間

11時間（午前7時30分から午後6時30分まで）

ただし、1歳未満の児童は、午前8時30分から午後5時までの間の8時間。

延長保育時間は、下記、3(2) 延長保育のとおり

2 運営業務委託期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

（運営が適切に行われている場合は2回まで更新可）

3 委託内容

(1) 委託内容は、光が丘保育園の運営業務とする。

(2) つぎの特別保育事業を実施すること。

延長保育

ア 午前7時から午前7時30分まで

イ 午後6時30分から午後8時30分まで

ウ 繼続利用者の定員は設けない。（ただし、満1歳以上）

エ 延長保育スポット利用制度を設けること。（ただし、満1歳以上）

年末保育

12月29日、30日の午前7時30分から午後6時30分まで、区内を5地区に分けて、1地区2園ずつローテーションにより実施。定員は事前申込制で30名（ただし、満1歳以上）。実施年度は未定。

短期特例保育

保護者の疾病等により短期に保育を必要とする児童の保育を実施すること。

定員に欠員がある場合に児童1名まで。

地域への子育て支援

地域の区民に対する子育て相談、ふれあい給食等を、年間の計画に基づき実

施すること。

家庭福祉員との連携

「家庭的保育事業ガイドライン」第9に基づく連携保育所等の業務を、区の通知により実施すること。

8か月以上の児童の11時間保育

保護者の実情に応じて、8か月以上の児童について、11時間保育を実施すること。

(3) 障害児保育の実施

障害児（3名まで）を受け入れ、統合保育を行うこと。

障害児保育を実施するに当たっては、障害児保育に関する練馬区の指導に従うとともに、研修を実施するなど、事業者として障害児保育を支援する体制をつくること。

(4) 給食

保育園運営業務のうち調理業務は、受託者の直営かつ園内調理とし、原則として練馬区が作成した統一献立に基づき、離乳食、乳幼児食を提供すること。

食材の調達は受託者が行うものとするが、調達先については、原則として区内業者とする。なお、食材は、基本的には国産食材で、不必要的食品添加物、着色料、遺伝子組み換え食品および、これを原材料としたことが明らかな食品は使用せず、安全な給食を提供すること。

アレルギー対応食は、練馬区、保護者、受託者の栄養士ほか関係職員と協議を行い、医師の診断による指示書に基づいて受託者が調理を行うこと。

(5) 保育園運営委員会

受託者側職員、保護者および練馬区職員で構成する「保育園運営委員会」を開催すること。その議事録を作成し、保護者に配付すること。

4 運営にあたっての特記事項

(1) 保育の継承

原則として、現行の光が丘保育園の保育目標・保育内容・行事等を継承すること。その上で新たなサービスの導入や内容の変更を行う際には、保護者および区の同意を得ること。また、保護者や地域との連携を密にし、全体的な保育計画および個別の指導計画のもとに、園児を保育すること。

(2) 保育の安定性と継続性の確保

保育園の運営にあたっては、練馬区立の既存認可保育園の運営業務委託という契約の性格に鑑み、保育の安定性と継続性を確保することが極めて重要である。そのため、練馬区は、契約期間を5年間としている。受託者はその趣旨を十分理解し、安定的な事業運営および職員の育成を行うとともに、将来を見据えた保育サービスの充実に努めること。

(3) 安全管理等

「安全の確保」「健康の保持」および「衛生の保持」などについては、細心の注意を払うこと。

(4) 練馬区保育課等との連携

受託者との連絡および支援調整のため、練馬区職員が関わるので、連携を密にして円滑な運営に努めること。また、運営にあたっては、他の練馬区立保育園との連携を重視すること。

(5) 秘密の保持

運営業務に当たって知り得た情報を、法令等に基づき開示する場合を除き、第三者に開示してはならないこと。なお、契約期間が終了または解除された後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

運営業務委託の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) 情報の公開

練馬区情報公開条例および練馬区情報公開条例施行規則を遵守し、公正で開かれた保育園運営を図ること。

(8) 環境配慮

練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）の趣旨を踏まえ、環境負荷の低減を図る等、環境の保全に努めるとともに、関連法令等を遵守すること。

(9) 職員の勤務条件等における法令遵守

職員の採用選考および勤務条件等について、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。

(10) 苦情対応

利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な規定および体制を整え、必要に応じて区に報告のうえ協力し公正な解決を図ること。

(11) 第三者の代行および権利の譲渡の禁止

運営業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、練馬区が承認した業務については、第三者に委託することができる。

(12) 第三者評価等への協力

練馬区が行う保育園運営に関する「東京都福祉サービス第三者評価」、「モニタリング（事業評価）」、経営診断および利用者アンケート等に協力すること。

(13) 法令等の遵守

運営にあたっては、関連する法令および指針等に従うこと。

児童福祉法、児童福祉施設最低基準等関係法令

東京都保育所設置認可の基準

保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）

練馬区立保育園の保育水準（*2）区立保育園園長会作成

練馬区障害児保育実施要綱（*3）

その他保育園運営業務に伴う関連法規

5 職員配置等

(1) 職員配置

常勤職員

下表の職員配置以上の配置をすること。（「練馬区職員配置基準」（*4））

園長	保育士	栄養士	看護師	調理	用務	合計
1人	18人	1人	1人	3人	1人	25人

常勤職員は1日8時間、週40時間勤務の職員。

上記保育士数には、「練馬区職員配置基準」に基づき、0歳児11時間保育の実施による配置（1人）、延長保育実施による配置（1人）、障害児保

育実施による配置（1人）を含む。

非常勤職員および臨時職員

朝夕保育や延長保育に対応するため、利用児童数に応じた必要数を配置すること。

（2）職種別

園長

保育士登録済みで、園長、副園長または主任保育士に準じた経験を有する者とし、保育実務経験が12年以上または同等の経歴、識見、能力を有する者とする。必ず専任とし、他の施設と兼務しないものとする。

主任保育士

保育実務経験8年以上または同等の経歴、識見、能力を有する者とする。

各クラスリーダー級の保育士

保育実務経験6年以上または同等の経歴、識見、能力を有する者とする。

常勤保育士の各クラスの配置

年齢別定員に対する配置基準と同等またはそれ以上の配置を行うこと。また、常勤保育士のうち保育等の実務経験が2年以下の保育士の割合を30%以内とするとともに、男性保育士の配置にも配慮すること。

また、障害児保育の経験のある保育士を3名以上配置すること。

看護師または保健師

保育施設等での実務経験がある者を配置すること。

栄養士

集団給食の実務経験があり、アレルギー対応の経験と0歳児給食の経験を有する者を配置すること。

調理

うち1名以上は、集団給食の実務経験のあるものを配置すること。

（3）留意事項

職員の配置にあたっては、園児との関係に配慮し、原則として年度途中での交代は行わないこと。

職員の雇用にあたっては、継続性に配慮すること。

常勤職員は、その事業者の常勤職員の待遇を確保すること。

職員配置の全部または一部を第三者に委託しないこと。

職員の採用にあたっては、練馬区民の雇用に努めること。

可能な限り、現在、光が丘保育園に勤務する非常勤職員および臨時職員の雇用に努めること。

6 引継ぎ業務(準備委託)

（1）引継ぎ期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

（2）引継ぎの日程および内容

別紙「引継ぎ概要」を参照すること。

（3）引継ぎ期間中の職員配置

園長・主任

平成26年4月から週に1～2回程度配置し、平成27年1月からは月20日程度配置すること。

クラスリーダー

平成 26 年 4 月から週に 1 ~ 2 回程度段階的に配置し、6 月からは週に 1 ~ 2 回程度配置すること。平成 27 年 1 月からは月 20 日程度配置すること。

その他の保育士

平成 27 年 1 月から段階的に配置し、2 月からは月 20 日程度配置すること。
ただし、新卒者および転職者の配置については、別途、区と協議すること。

看護師、栄養士、調理

平成 27 年 1 月から月 20 日程度配置すること。

用務

平成 27 年 2 月から月 20 日程度配置すること。

(4) 事前準備

園長以下の配置職員は、引継ぎ計画に基づき、各職員の準備委託配置期日までに、研修等十分な事前準備を行うこと。

(5) 新入園児面接および健康診断

準備委託期間中における、次年度新入園児面接および健康診断は、練馬区と協議のうえ受託者が主体となって行うこと。

7 保育園運営における練馬区と受託者の実施区分

- (1) 園舎清掃・害虫駆除・樹木剪定、給食用リフト・消防設備など定期的に行う保守点検、建物およびエアコン・ガラス等施設に付帯する設備の修繕、練馬区が所有する物品の修繕、光熱水費、日本スポーツ振興センター掛金、ゴミ処理経費（粗大ごみを除く）の支払いは練馬区が行う。
- (2) 保育園園医および保育園歯科医の選任、報酬の支払いは練馬区が行う。
- (3) 保育用物品および消耗品、机椅子等の什器類、厨房備品は、配備済みのものを使用すること。なお、今後使用する保育用消耗品（遊具類を含む）その他消耗品類は受託者が調達する。
- (4) パソコン類、絵画、その他受託者が独自の判断で必要とするものは、練馬区と協議のうえ受託者が調達し、受託者が修理・修繕を行う。
- (5) 契約期間の満了などで契約が終了したときは、委託業務に係る物品等については、受託事業者は練馬区に無償で譲渡するものとする。

8 委託料の支払い

運営業務委託の経費については、練馬区保育所扶助要綱および練馬区私立保育所援護費支給要綱等に基づき、区内私立保育園の運営に対して交付される補助金額等を目安に、必要な経費を四半期ごとに支払う。

また、引継ぎ業務（準備委託）については、別途委託契約を締結の上、必要な経費を四半期ごとに支払う。

9 その他

運営業務委託（準備委託を含む）の履行に当たって必要なことは、練馬区と別途協議すること。

事業者の選定等

1 事業者の選定方法

(1) 審査方法

書類審査（経営診断を含む）

区職員で構成する現地調査部会による応募事業者の運営保育園の現地調査

事業者プレゼンテーション

園長候補者等ヒアリング

選定委員会による応募事業者の運営保育園の視察

応募が4事業者以上の場合には、一次審査として～についての審査を行い、
～の審査の対象となる事業者を選定する場合があります。

事業者プレゼンテーションは光が丘保育園保護者の参観のもとで行います。

(2) 事業者の決定

事業者は、選定委員会の選定結果に基づき、教育長が決定します。

(3) 再募集

審査の結果、適切な事業者がないときは再募集します。

2 選定結果の通知

選定結果については、応募されたすべての法人に8月下旬頃、文書により通知する予定です。

選定情報の公開については、情報公開基準によるものとします。審査内容、選定理由についての個別の問い合わせには応じられません。

3 事業者の公表

事業者として決定した法人名については公表します。

以上

添付書類および提出部数

書類は原則 A4 判、両面印刷左とじでファイリングし、表紙および背表紙に事業者名等を記載のこと。

提出できない書類がある場合は、その理由を記載した文書を提出すること。

1 応募書類（9部）

- (1) 法人の登記事項証明書(1部は発行後3か月以内の謄本、他は謄本のコピーで可)
- (2) 定款(最新のもの)
- (3) 法人の経歴書(会社案内等)
- (4) 役員・評議員の構成名簿
- (5) 法人代表者の履歴または経歴がわかるもの
- (6) 予算書(直近2年度分)
- (7) 事業計画書(直近2年度分)
- (8) 会計に関する経理規定
- (9) 給与規定
- (10) 認可保育所就業規則・非常勤就業規則
- (11) 平成24年度認可保育所施設調査書(写)
- (12) 保育所指導検査結果(直近2回分)
- (13) 福祉サービス第三者評価結果(実施している場合)
- (14) 認可保育所運営業務事業への参加理由(営利団体(株式会社等)のみ提出)

認可保育所運営事業への営利団体の参加に対して保護者の方々から下記のような意見が寄せられています。この意見を踏まえ、認可保育所運営業務委託参加の理由をご記入ください(様式は任意)。

営利団体と社会福祉事業との関係をどのように考えているのか。

営利団体が設置する認可保育所の今後の展望について

障害者保育・アレルギー児など多様な保育ニーズとコストとの関係

保育に関するノウハウの蓄積と非常勤職員を含む雇用の継続性について

2 提案書類（9部）

(1) 保育園運営に関する基本的事項

保育園運営にあたっての基本となる運営方針や目標

保育方針とそれに基づく年間保育計画および指導計画

一日の保育の流れと一年間の行事計画

事故発生時の対応マニュアル、地震・火災等に備えた防災計画、安全管理計画

健康管理や衛生管理に関する考え方

個人情報の管理に関する考え方

障害児保育の理念、実施内容、職員配置等(経験者の人数、経験の内容を含む)

の考え方

延長保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方

虐待への対応の考え方

家庭との連絡・連携の考え方(特に障害をもつ保護者との関わり方)

地域とのかかわり方

苦情解決に関する考え方

保育園運営委員会のかかわり方

給食に関する考え方

職員配置の考え方

職員配置および勤務体制の計画、職員の質を確保していくための考え方

採用方法 資格 経験（実務経験およびクラス担任経験を含む）

雇用形態 賃金体系 研修体制 健康管理

育児休業制度 手当など福利厚生に関する考え方および規定

職員の育成・雇用の継続に対する考え方

保育園運営の特色について

事業者として受託業務へのサポート体制について

現在運営している認可保育園に関する資料

運営園の一覧

現在運営している認可保育園の資料

（複数園ある場合には視察を予定している保育園のもの）

・保育目標、事業報告書など

・園のしおり、父母会だよりなど

・保育課程、年間指導計画（各クラス分）職員研修実施状況

・職員の配置状況、勤務ローテーション表など

・職員の採用・異動・退職の状況（直近1年間）

・特色ある保育サービスの内容

・直近1年間の運営委員会の議事録

（すでに練馬区立保育園を受託している場合）

（2）円滑な準備委託のための考え方

練馬区では、在籍園児への影響を最小限に抑え、運営業務委託への円滑な移行が出来るよう、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間を準備委託期間として設定します。

準備委託にあたって、特に園児や保護者に対する配慮など、どのように取り組んでいくか、準備委託期間の職員配置等の考え方について、具体的に提案してください。職員配置については、人数、職種別に配置する予定表を勤務シフト案も含めて作成してください。

（3）見積書

1年間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書および内訳書

準備委託期間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書および内訳書

（4）園長候補者ヒアリング調査票（別紙の様式2に記入のこと）

3 経営診断資料（2部） 必ず別冊でファイリングすること。

（1）社会福祉法人・学校法人・NPO法人の場合

法人の登記事項証明書（謄本のコピーで可）

定款（最新のもの）

法人の経歴書（会社案内等）

法人の職員数（従業員数）がわかる書類（直近3年度分）

直近3年度分の決算書

直近3年度分の事業報告書

直近2年度分の予算書

(2) 株式会社の場合

～ は上記(1)と同様。

直近3年度分の決算書類のうち税務申告書類一式（勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの

直近3年度分の決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものとの写し）

直近3年度分の決算に係るキャッシュフロー計算書

、 は作成している場合に提出のこと。

引継ぎ概要

時期	配置職員	引継ぎ内容
1年前 4月 	園長・主任 ・クラスリーダー (週1～2回) (クラスリーダーは、5月末までに段階的に配置)	<ul style="list-style-type: none"> 事前打合せ等の随時開催 (顔合わせ、引継ぎ計画書、引継ぎスケジュール、内容、職員配置計画、現状報告、事業者紹介の方法など) 保育園概要の説明と見学(施設の管理など) 保育園近隣の把握 指導計画など保育事務書類確認 日常の保育に入り、園児と慣れ親しむ 行事の見学 区の研修(乳児保育研修、障害児保育研修など)への参加 朝夕保育当番を経験する。 引継ぎ計画書に基づき確認、仕様書打合せ
12月 1月	その他の保育士配置 (1月末までに段階的に配置) (月20日程度)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者園長・主任・クラスリーダーが中心となり、1月以降配置される事業者職員に引継ぎを行う。 準備会議、準備懇談会、保護者会等の随時開催 (引継ぎ計画書に基づき確認、職員配置状況、現状報告、事業者紹介の方法、新年度の保育などについて) 事業者間打合せで新職員間の連携作り
2月	栄養士・調理配置 看護師配置	<ul style="list-style-type: none"> 給食業務の見学、一部かわりながら業務内容や作業の流れを知る。 園児の食事内容、クラス状況、アレルギー対応などの確認 賄いに関する事務内容の把握 調理業務の確認(衛生管理マニュアル参照) 園児の健康状態の把握(書類、観察) 看護師の業務内容の確認(保健業務マニュアル参照)
3月 3月後半	全保育士配置 用務配置	<ul style="list-style-type: none"> 保育園概要の説明と見学 保育園近隣の把握(散歩コース、公共施設など) 指導計画など保育事務書類確認 日常の保育に入り、園児と慣れ親しみ、関係を深める。 行事の見学と流れの把握 朝夕保育当番を経験する。 新年度保育の方針、指導計画などの打合せ 新入園児面接と新年度準備 用務の業務の見学、一部かわりながら業務内容や作業の流れを知る。 保育園内外の地域状況の把握 5歳クラスを除き、移行保育準備期間として支障のない範囲で事業者職員が加わっての保育実施 移行保育期間とし、事業者の職員が中心となって園運営を行う。区職員はフォローする。

プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準

1 趣旨

プロポーザル方式による事業者選定は、入札方式に比べ対象業務にふさわしい事業者を選定できる一方、選定までの経過が区民から見てわかりにくいものとなっている。そこで、プロポーザル方式による事業者選定手続きについて、より一層の公正性、透明性、客觀性を確保し、区民に対する説明責任を果たすため、本基準を制定する。この基準は、区内における取扱いを定めるという意味だけでなく、プロポーザル方式により行う事業者選定に応募する者に対して事前に周知し、当該内容を了解の上応募することを条件とする。

2 対象となる契約案件

プロポーザル方式により、契約優先候補者を1者または数者選定する契約

3 公開対象文書および公開基準

対象文書名 (例示)		契約 締結前	契約締結後	
			契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの*
提案事業者名		×		
関する 事業 提案 書類 に	参加表明書(公募型)	×		
	事業提案書(企画提案書、受注体制文書、見積書等)	×		×
関する 法 人の 資格 書類 に	その他提出書類(会社組織図、会社概要、財務諸表等)	×		×
採点表		×		
選定実施決定書				
仕様書、募集要領(評価項目、基準含む)				
評価項目の配点等		×		
選定委員名簿		×		
優先候補者決定書		×		

(注1) :公開、:一部非公開情報を含む、×:非公開

(注2) 「非契約者に係るもの*」には、辞退者に係る情報は含まない。

(注3) 「一部非公開情報」とは見積書における積算単価・内訳、受注体制文書における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。

(注4) 契約締結前であっても、契約優先候補者決定後は、提案事業者に対して自己の採点表を情報提供することができる。

4 適用関係

この基準は、平成25年4月1日以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。

5 その他

この基準における非公開情報は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)第7条各号に規定する非公開情報をいう。

平成 年 月 日

練馬区長様

所在地

事業者名

代表者名

印

練馬区立保育所運営業務委託プロポーザル応募申込書

練馬区立保育所運営業務委託プロポーザルについて、下記、書類を添えて応募します。なお、当法人は応募資格の欠格条項(1)から(5)のいずれにも該当しておりません。また、本応募申請書および添付書類の記載内容は事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 運営業務委託希望保育所

- 第一希望保育所
- 第二希望保育所

2 添付書類

- (1) 応募書類 (A4判 各9部)
- (2) 提案書類 (A4判 各9部)
 基本的事項、 円滑な準備委託のための考え方、 見積書、
 園長候補者ヒアリング調査票
- (3) 経営診断資料 (A4判 各2部)

【担当者連絡先】

所 属

氏 名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

園長候補者ヒアリング調査票

ふりがな 氏名		年齢	
現職			
保育関連職歴		<ul style="list-style-type: none"> ・新しいものから順番に記入して下さい。 ・保育実務の内容を記入して下さい。 (例:園長として 年、主任として 年) ・保育現場以外で保育に関連する職歴がある場合には、種類、期間、内容を記入して下さい。 	
(期間) 年 月 ～ 年 月	(内容)		
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
資格			

あなたの保育理念をお聞かせ下さい